2　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は清算株式会社に対し基準日までの原因に基づいて発生した債権及びこれに対する利息・遅延損害金（以下「協定債権」という。）、並びに基準日以後の原因に基づいて発生した債権とする。
3　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
基準日以降、基準日までの原因に基づいて発生した債権について協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について協定債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、基準日における協定債権者の債権額を基準として行う。
4　端数の処理
権利変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
5　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、配当対象協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
なお、配当対象協定債権者が本協定に基づく弁済予定日の３日前までに特定の銀行預金口座を指定しなかった場合には受領拒絶とみなし、清算株式会社は当該弁済金を東京法務局に供託することができる。
第２　協定債権の弁済
1　権利の変更
協定債権につき、以下の定めにより権利を変更する。
⑴　弁済
清算株式会社は、本協定の認可決定確定日の翌日限り、総弁済原資である300万円を配当対象協定債権者の債権元本額の割合である別紙「配当割合」欄記載の割合で按分した金額である別紙「債権弁済額」欄記載の金額を各配当対象協定債権者に対して弁済する。
⑵　免除
清算株式会社は、別紙「債権額合計」欄記載の金額から別紙「債権弁済額」欄記載の金額を控除した残額である別紙「債権放棄額」欄記載の金額、及び別紙「債権元本額」欄記載の金額に対する未確定の利息・遅延損害金の全額について、各協定債権者から、上記⑴に定める弁済と同時に債務の免除を受ける。
また、清算株式会社は、協定債権のうち、基準日以後の原因に基づいて発生した債権については、本協定の認可決定確定日において全額債務の免除を受ける。
⑶　追加弁済
上記⑴に定める弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、配当対象協定債権者に対して別紙「配当割合」欄記載の割合に応じて追加弁済する。この場合においては、既に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
第３　優先債権、共益債権の弁済等
今後、清算株式会社について、国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権、及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益債権、その他基準日以後の原因に基づく債権が発生し、もしくは発見された場合については、代表清算人個人において負担することとし、随時弁済する。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第８部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第３０号
栃木県那須塩原市塩原323番地
更生会社　株式会社塩原観光ホテル
管財人　髙木　裕康
管財人　関　スズヱ
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件更生手続を終結する。
3　理由の要旨　更生計画の定めによって認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第５３号
東京都千代田区神田錦町３丁目４番２号
再生債務者　株式会社アルフレッドコア
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区虎ノ門４丁目３番１号　城山トラストタワー９階　河野・川村・曽我法律事務所　弁護士　曽我　幸男
平成25年９月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第５６号
東京都港区虎ノ門１丁目７番７号
再生債務者　東京セラミックス株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区永田町２丁目14番３号　東急不動産赤坂ビル８階　安藤総合法律事務所　弁護士　安藤　信彦
平成25年９月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再）第２号
岐阜県多治見市太平町３丁目36番地の４
再生債務者　有限会社漸進
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岐阜市七軒町25番地　苅谷ビル２階　堀部俊治法律事務所　弁護士　岩田　尚之
平成25年９月30日　岐阜地方裁判所民事部

平成２５年（再）第３号
岐阜県多治見市宝町１丁目１番地
再生債務者　有限会社トレンドコア
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岐阜市七軒町25番地　苅谷ビル２階　堀部俊治法律事務所　弁護士　岩田　尚之
平成25年９月30日　岐阜地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第２号
茨城県坂東市辺田700番地４
再生債務者　国際ピーアール株式会社
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月17日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年11月14日から平成25年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（再）第３号
茨城県常総市水海道森下町4372番地２
再生債務者　瀬端　啓一
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月17日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年11月14日から平成25年11月21日まで
水戸地方裁判所下妻支部

再生計画認可

平成２４年（再）第２３号
兵庫県多可郡多可町加美区熊野部175―１、開始決定時の本店所在地大阪市西淀川区御幣島２丁目２番32号
再生債務者　神栄鉄鋼株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第６６号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金881番地17
再生債務者　笠原　英明
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月31日から平成25年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第７０号
埼玉県狭山市大字水野253番地の35
再生債務者　石川　由希
1　決定年月日時　平成25年９月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年10月17日まで
4　一般異議申述期間　平成25年10月31日から平成25年11月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部